

議第23号

山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県総合文化芸術館（文化機能）
- 2 指定をしようとする団体 山形市緑町一丁目2番36号
みんぐるやまがた
- 3 指定の期間 平成31年12月1日から平成37年3月31日まで

提案理由

山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第24号

山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県金峰少年自然の家
- 2 指定をしようとする団体 酒田市北新橋一丁目12番13号
庄内アソビバプロジェクト
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

提案理由

山形県金峰少年自然の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。